

行政常任委員会報告

平成 26 年 10 月 6 日
午前 10 時 30 分開議
5 階 委 員 会 室

◎日程

1 付託案件

第 3 回定例市議会 議案第 9 号 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について

1 保健福祉課

- (1) 夕張市インフルエンザ等対策行動計画の策定について
- (2) 避難行動要支援者（災害時要救護者）名簿について
- (3) その他

2 建設課

- (1) 市営住宅条例の一部改正について
- (2) その他

3 財務課

- (1) 補正予算について
- (2) その他

4 教育委員会

- (1) サングリンスタジアム（平和運動公園野球場）の被害について
- (2) その他

5 総務課

- (1) 平成 26 年度市政功労・善行表彰者の決定について
- (2) その他

◎出席委員（8 名）

大	山	修	二	君
島	田	達	彦	君
小	林	尚	文	君
高	間	澄	子	君
熊	谷	桂	子	君
藤	倉		肇	君
厚	谷		司	君
角	田	浩	晃	君

◎欠席委員（０名）

（大山委員長）

それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。

本日の出席委員は８名全員であります。ほかに議長が出席されております。

理事者側からは、教育長理事のほか、関係の室長、課長等が出席されております。

初めに、本委員会の進め方についてであります。まず、第３回定例市議会第２日目の本会議において、本委員会に付託されました議案第９号夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正についての審査を行い、終了後、各課より報告事項がありますので、保健福祉課、建設課、財務課、教育委員会、総務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、そのように取り進めてまいります。

それでは、直ちに本委員会に付託されました議案の審査を行ってまいります。

なお、本案につきましては、住民説明会の結果を待ち、審査を行うとしておりましたので、理事者から説明を受けてまいります。

（鈴木理事）

ただいま委員長からお話のございましたとおりでございまして、本件につきまして、第３回定例市議会のほうで議会側から地域住民への説明がまだ不足しているというようなご指摘を受けて、継続審議の話だということを受けまして、先月、９月２５日に改めて住民説明会を開催させていただいたところでございます。

お手元に配付してあるとおり、会議の説明会についての概要でございます。２ページ目、３ページ目、こちらの資料を用いて地域説明会を開催させていただきました。

それで、その説明会でございますが、９月２５日の夕方の６時から約１時間程度、意見交換をさせていただきまして、住民側の出席者でございすけれども、南清水沢地区町内会会長、または南清水沢地区の商工会の関係者１８名が出席していただきました。夕張市側からは市長を初め、と関係課室長が出席して説明をしてまいりました。

まず、夕張市からの説明事項でございすけれども、８月２７日の第１回目の説明会と、若干、内容はかぶるところもございすけれども、まずは清水

沢のまちづくり、夕張のまちづくりということを進めていく上で、非常にこの南清水沢の地区というのは大変、重要な位置づけだと、それに向けてこの商業地域の今回の商業施設の誘致というものは非常に大事な市としても重要事項ということで、この再開発を いただきたいということを説明させていただきました。

それで、内容でございますけれども、特に前回、住民の方たちから今回、商業施設を するに当たりまして公園機能ということが論点になっていたと思うのですが、市側としましては児童遊園ということを商業施設の誘致に向けて廃止させていただきたいと、そしてその児童遊園というものの、これの完全な児童遊園と同じような機能ということでの代替施設ということをつくるような状況にはございませんということを再度説明させていただきました。

そして、現在、こちらの児童遊園の活用状況ということで、一番はバス停の待つために利用されている方が非常に大きいものですから、商業施設で企業を誘致できて、そこで施工というか、そういったことになっていく場合には、そういった方にはベンチを置くだとか、そういった地域住民の方の声というものを業者のほうにも伝えていきたいというようなことをお話させていただきました。

それから、児童遊園というものを廃止するのですが、今後、南清水沢地区というものが商業施設に限らず、夕張の中心地としてこれから都市拠点ということで構想をやっていく上に当たって、この地区にふさわしい憩いの場だとか、公園だとか、そういったものを市としてもしっかりと考えて、また住民に示してスケジュールとしましては来年以降ということで話をさせていただきましたが、住民の方だとか、議会の皆様だとか、そういったことに示しながら進めていきたいというようなスケジュールの説明をさせていただいたところでございます。

それから、住民の方からの主な質疑、こういった説明を踏まえての質疑でございますけれども、基本的にまず今回の商業施設ゾーンという開発をするために児童遊園の閉鎖ということに関しては、基本的にはやむを得ないのではないかなというようなことでおおむね理解を得られたのではないかなと思ってございます。

また、児童遊園の廃止というのは仕方ないのですが、何らかの形でやはり公園というものがあつたらいいなというようなお声もいただきました。その件に関しては、先ほどご説明させていただきましたとおり、この地区にとって 憩いの場がいいのかということをしつかりと考えてまいりたいというふうに回答させていただいたところでございます。

それから、苦言といたしましては、この公園の廃止ということで単一の町内会だけの説明をして 対しての苦言がございました。その件に関しては、改めて謝罪をさせていただいたところでございます。

この南清水沢の今回の件に関しましては、こういったこのようなことが主な推移でございましたけれども、結論といたしましては今回、この児童遊園というものを廃止させていただいて、それで将来の核となるための商業施設のゾーンを誘致していただくということに関しましては、結論として住民の方からそれらを進めていただきたいというようなことが主な意見だったと思っておりますので、進めさせていただきたいと行政側、市側としては思っております。

以上でございます。

(大山委員長)

それでは、これよりただいまの説明を含め、議案に対する質疑を受けてまいります。

(角田委員)

ただいま説明を受けたところです。

それで、南清水沢の町内会長含めて商工関係者の方々との18名の懇談ということで、2回目ということ。1回目の場合にはいろいろな進化もありながらの説明等を受けたということ、そして二度目については一定の方向もお集まりの方々に示したということの中で一定の理解をいただいたというふうに私ども捉えております。

今回の件であります、市の必要な機能について見える化を進めていく必要があるということの中で、見える化、何をやるのかよくわからない中で進められたということは、この問題の原点であったと思います。

土地そのものの商業地としての活用については以前から手続きはおくれている、その中で私たち議員も含めて、これらの構造について十分把握をしていない中で公募が行われてしまったことについて、やはりそこはやはり特定の業者に便宜を図ったのではないかという不信感を持たれてしまったこと、ここに大きな問題があると私たちは考えています。

その中で、今後のあり方について、このたびの件も踏まえてどういう考えでおられるのか、その辺の見解をお聞かせください。

(鈴木理事)

まず、今、角田委員からのご指摘でございますが、2点あるとは思いますが、まず一つしまして見える化ということというのは、まずこの都市機能というか、そのことについて具体的に出していくかということであるとは思いますが、こういった機能と、この地区の機能という点におきまして

こういったものが必要かというのが今、第一段階だと思います。その点につきましては、でき次第、議員の皆様にもお示ししていきたいと思います。

それから本件に関する公募のやり方とか、そういったことでございますけれども、まず今は手続きとしまして前回、ちょっと勇み足な点があったのですけれども、まず議会の皆様に公園廃止条例ということはまず、今回の点について可決というか、賛成していただくということがまず大前提でございます。それを受けた上で再度、公募の仕方、公募の内容につきまして何らかの形で議会の皆様にその公募内容を示させていただいて、その後に公募というふうな形でスケジュールとしては考えてございます。

(角田委員)

そのこの公募のあり方というところにおいては、やはり市の土地というのは言ってみれば市役所の持ち物ではなくて、市民の持ち物、財産ということの中に位置づけていただきたい。この財産をどういうふうに活用するのが一番いいのかというところを我々も含めて、地域住民の方々も含めて考えた上でそういう活用であればいいねということ、ましてこのたびの 等については、先方はそういうことを希望されたということに関しても、地域の方々にはむしろ歓迎しています。

さらに南清水沢で長いこと、皆さんの買い物の場所をみずからつくっていただくことに関しては、多くの方々の賛同をいただいているところなのだけれども、一つ問題としてやはり児童公園のあり方も含めて誰も知らないうちにあそこに鉄板の覆いが張られてしまったというところに大きな問題があったと思うのです。

その中で、児童公園を廃止してでも、児童用地としてここを活用しなければならぬという方針を、やはり住民、我々も含めた市民に対して事前にもう少し説明をしておく必要があったのは事実であります。

今後については、今、理事からも言われたとおり、もろもろの検討の内容については明かせない部分もあるかと思います。例えば、 含めて公表できない部分もあるかもしれません。ただし構想、こういう考え方で進めていくのだという考え方はやはり示していただかないと困るのだけれども、その辺についてはそういう考えでよろしいでしょうか。

(鈴木理事)

ただいまご指摘いただいた点でございますが、特に本件に関しては公募ということでございますが、先ほど、冒頭に説明させていただきましたとおり、市にとっても非常に重要な今回は位置づけだというふうな、重要案件だと捉えてございます。

そういった重要案件につきまして、やはりそこはもう少し事前というか、

皆様にお示しして進めていくべきだと思いますし、今後、同様のケースがあった場合には相談しながらやっていきたいと考えてございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(熊谷委員)

今回のことは今、角田首長のほうからさまざまありました。それでいいというふうに思うのですが、これをぜひ今後の糧にするといいますか、やはり市民の中ではこの先、夕張はどうなっていくのかという不安感が非常に多いというふうに思いますし、先が見えないからいろいろな複合的な要素があつて、このまちを去る人も多いというふうに私は思っています。

行政側がこのマスタープランについてこういう状況で、今、そのマスタープランのここにコンプリートではないというふうには書いてあります。さまざまな状況でいくこともあると思いますし、基本的な方針ということだと思いますけれども、この中のこういう状況が今、こういうことでこうなっているのだという説明を随時、市民や議会に対してきちんと説明していかなければ今後こういうことにはならないというふうに思いますので、市民は今、まちがどういう状況で、少し展望が出てきている、こんなふうに商業施設ができていたり、それから今後、先の話かもしれないけれども、こういう施設もできていくと、そういうまちの先が見える、展望が見えるような行政の情報開示というのでしょうか、そういうことをぜひ考えていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(鈴木理事)

今回は地域説明会に関しまして2回ほど開催させていただきましたが、確かにその場で清水沢地区、この地区のことに関していろいろな意見をいただきまして、それは我々がこれから事業を進めていくに当たっても非常に有益だったというふうに思っております。

それで出せる情報と出せない情報というのはやはり現実がございます。ただ、先ほどもございましたとおり出せる情報で、また重要な動きがあつたことに関しましては、さまざまなそういったチャンネルというか、さまざまなやり方でそういった説明とかをしていきたいと考えてございます。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(小林委員)

このことにつきましては、それぞれ話された部分だと思いますけれども、この部分に関してそれぞれ市民に注目度が高い中で、私どもが知り得ている部分よりもかなりお話をされる方がございまして、そういう部分から見るとこ

れからもそうですけれども、どうしてもやはり清水沢の地域というのはこれからコンパクトシティ、まちづくりの中でその地域以外の方々でも多く注目している地域になってくると思いますので、この部分に関しましてはより密にそれぞれのほかにも理解を得ないとだめな部分もあると思うのです。清水沢地域だけの問題ではないと思うし、これからやはりその部分に関してはおおむねみんな賛成してくれるのです、ただし最終的には総論は賛成であっても各論に入ってくると反対する方々、地域も出てくる可能性もある中で、これはやはり議会としても私ども考えている部分で申し上げますと、やはりその部分がやはり責任を持って協議をしていく必要があると考えていますので、これは要望にもなると思いますし、意見として聞かせてほしいのですけれども、そういう部分は市長もスピード感を持ってこういうふうに取り組むという話をされていますけれども、その部分をいかに議会とともにスピード感を持ってやれるかというのは、お互いに信頼関係を持って情報の共有化をしなければならぬ部分だと思いますけれども、その件に関しましてそれぞれお話ししているとは思いますが、いま一度、そういう部分がお互いのそういう情報の取り組む可能な部分だと思いますけれども、ご意見として聞かせていただきたいと思います。

(鈴木理事)

につきましての情報の開示だとか、情報の共有だとかということの質問でございしますが、当然、本件につきましては清水沢地区だけではなくて夕張市全体としての重要な位置づけということでございます。

それで、基本的に情報の開示だとか、情報の共有の一番の柱というのはやはり議会だと思ってございますので、やはりこの議会でもいろいろな議論というか、協議、それを通じてやっていくというのがやはり一番大事だと思ってございます。

それから、やはり重要度、その情報の重要度に応じて公募だとか、またはふれあいトークだとか、いろいろな機会がございしますので、その辺はその情報の重要度で使い分けて開示というか、共有というか、そういったことをしてまいりたいと考えてございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

(高間委員)

重複しているというのがあったのですけれども、ちょっと確認なのですが、夕張は再生団体という特殊な団体ですよ。ほかのまちにはないという、そういう中で、本当にこういう行政と議会と市民とのすれ違いというのがすごく多いというか、そういう問題がたくさんあります。

そういう意味で、また理事者の方、責任者の方も 2 年で交代という、本当に悲しい現実かなと私も思うのですけれども、せっかくこういうふうに 2 年間やりとりをしながら意思疎通が何となくできるようになったかなと思うと、また改めてまた違う方だということで、何かこの繰り返しがちょっと私たちにとっては、夕張市民にとってはプラスもあるかもしれないけれども、マイナスのほうも大きいのかなという、そういうふうに思うのです。

だからやはり、こういうふうにして今、鈴木理事もきちんとそういうことは起こらないようにという言葉もいただきましたけれども、このことをしっかりとまた次に伝えていっていただけるような、こういう流れというか、システムというか、そういうものもまたしっかり確率していただけたらなというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

(鈴木理事)

今、理事が 2 年で交代というようなお話がございましたけれども、いろいろな本件に限らず、本件は非常に重要な案件だということございますけれども、基本的には当然ですけれども、理事で考えているものではなくて職員みんなで今回の対応につきましても、または方針につきましてもみんな考えて、みんなで対応して、みんなで説明会臨んでやっているところでございます。

ですから、こういった問題点につきまして、今回の問題点につきまして別に理事のほうで何といいますか情報というか、経験というか、そういうことがとまっているわけではございませんので、そういったことは注意しながら市の職員みんなでこういった重要案件というものを、またはいろいろな施設というものを考えていこうというふうにやってございますので、理事一人ひとりが当然、見てございますが、どうなるかわかりませんが、そういったことはそこでまた途切れるとか、そういったことはないように注意して、今、みんなで行っているところでございます。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(議長)

では、この本件の取り扱いについては、先般の 3 定の中でも継続審議ということで最終的にさせていただいての、きょうのこの常任委員会での審議ということになっております。

先ほど来から理事のほうから今後の取り扱いについては十分、重要性のあるものがあるので、本件の取り扱いについては十分、きちんと対応していくと、具体案を示しながらやっていくというお話がございました。

それで、それぞれ各委員からのほうからもそれぞれの今日までの経過の話もございます。また、今、それぞれの中で市民の関心度が非常に日に日に高くなってきている状況の中で、これどうしてもこの発信の仕方、捉え方の仕方、またこの議会が反対しているかのような部分も聞こえている状況もあるのだけれども、この部分だけはきちんとはっきり、申しわけないけれどもしておいていただきたい。きょうのまず常任委員会を踏まえて、これは今後、当然、児童公園のこの廃止条例に伴う部分ですから、いずれかの中でやはりこの条例を取り扱う状況であれば当然、何らかのやはり臨時会、あるいは定例会の中で可決事項にしていかなければいけない案件なわけですから、少なくともきょう審議事項の中で、今日までの経緯経過の中でいきますと、間違った情報というものだけは伝わって行ってほしくないと思いますし、はっきり言いますが、今回、この件については議会側は誰一人反対している経緯経過はなかったはずですよ。あくまでも議会では6月になりますけれども、理事者のやはり今回の出し方、先ほどそれは角田委員のほうからも話があったとおりですけれども、突如としてこの案件が出され、手順、手続きの問題から最終的にそちらのほうに一旦取り下げることから始まった案件ですよ。

そして、その後、8月下旬ですか、こちらのほうで初めて地域懇談会を開催をし、取り下げを議会には9月の先日の2日の常任委員会で初めて、また再度かかったという案件で私は思っております。その後、9月10日から始まる第3定の中で、こちらを提案理由の中でこれを本件を取り扱うということで判断されて、議会側としては余りにも9月の常任委員会で報告をされた中では余りにも時間がなさすぎるという、この中での時間軸の中で今回、継続審議ということで判断をさせてもらったというふうに認識しておりますので、それでまず間違いないということで、この2回目ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、いいですか

(鈴木理事)

今、議長から説明がございました経緯で間違いございません。

それで、議会側の医師とか、そういったことに関しましても9月25日、こちら説明会と議会、我々の説明としましては議会としては第3回定例会で地域住民への説明がまだ不足しているから継続審議なのですよというような説明はさせていただいたところでございます。

ですから、そういった今までの議会とか、そういった6月からさまざまなやりとりがあったと思うのですが、そういったことはこの説明会に出席された方はされているのではないかと考えております。

(議長)

わかりました。

今後の、この件の取り扱いについては、きょうの継続審議の場面を踏まえて、まずは理事者のほうで、そうは言ってもやはりこちらのほうの提案のほうでもお示しされているとおり、スピード感持って今後、所有施設等の取り扱いの問題もあるでしょうから、もろもろ含めて、まずはただ公園の廃止条例をまずして取りかかっていかなければ、その先、何も進めていけない状況だと思われますので、特にその後の取り扱い、特に角田委員先ほど言われたとおり、やはり公募の取り扱いのあり方ですとか、今後の手順についてという部分については、今回の反省も踏まえて十分、慎重に審議をして、当然、私ども議会とも十分な審議を深めていくことをお願い申し上げて、今後のそういうスピード感を持った対応をお願い申し上げたいと思います。

(大山委員長)

それでは、ほかにございませんか。

(藤倉委員)

今まで各委員からいろいろな話がありました。私も全く同感ですが、一つ申し上げたいのは、夕張市の中の行政、議会、市民の これからの企業手進出で誘致するわけです。その前に、夕張に出て来ようとする企業があるか否かを考えてみたときに、夕張市のやはり今回のような言葉は悪いのですが、 いろいろな誤解が生まれることにあつては、次にまた夕張目指して出てくる企業に対してマイナスイメージになるかと思しますので、その辺もやはりきちんと考えなければならないと、このようにあえて蛇足ですがつけ加えます。以上です。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようであります。

以上で、審査が終わりましたので、直ちに審査結果の取りまとめに入ります。

なお、本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、正副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に搭載されますので、結果のみの報告とすることとしておりますので、あらかじめお含み置き願います。

次に、採決を行います。

本案につきましては、原案どおり可決すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本案については、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終わります。

次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。

【保健福祉課】

1. 夕張市インフルエンザ等対策行動計画の策定について
2. 避難行動要支援者（災害時要救護者）名簿について
3. その他

（保健福祉課長）

保健福祉課から、夕張市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について、さらには避難行動要支援者名簿について、その他等を報告させていただきます。

まず、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定についてでございますが、新型インフルエンザ等対策につきましては、平成 25 年 3 月に夕張市インフルエンザ等対策本部条例を制定し、改正を整備したところでございます。

また、平成 25 年 4 月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、本市におきましても行動計画の策定が義務づけられているところでございます。

計画の内容につきましては、国及び北海道と連携し、本市の実施すべき事項を明らかにするものでございます。

なお、同法におきまして議会の報告と公表が規定されていることから、今般、策定スケジュール等をお示しするものでございます。

主な内容につきましては、未発生段階から小康期までの 5 段階に沿って、各段階における状況の想定、実施体制、情報の収集、情報の提供及び共有、予防・蔓延防止、医療等、市民生活・地域経済の安定の確保と各項目に沿い、対策を策定するものでございます。

また、策定までの大まかなスケジュールといたしましては、10 月中旬までに素案を策定し、下旬までに素案を有識者からの意見を徴収するということと、あと 12 月中にはパブリックコメントを実施し、12 月の委員会で報告を行

い、12月に行動を行おうとするものでございます。

次、避難行動要支援者名簿について申し上げます。

(板垣担当課長)

続きまして、私から避難行動要支援者災害時要援護者名簿についてご説明させていただきます。資料2に基づき、ご説明させていただきます。

まず、制度の趣旨でございますが、災害対策基本法の定めるところによりまして、高齢者、障害者などを対象といたしまして、災害時に備え名前ですとか、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする理由、家族などの緊急時の連絡先等の個人情報に記載した名簿、こちらを関係機関等に配付することに同意をした方、これを避難行動要支援者（災害時要援護者）名簿に登録いたしまして、避難支援等の実施に携わる関係者に対して情報の提供を行い、避難支援体制の構築を図るものでございます。

2の制度の経過なのですが、国におきましてはこれまで災害時要援護者のガイドライン、平成18年3月に策定された、これに基づきまして各市町村におきます災害時要援護者名簿の策定等の促進、促してきたというところであります。

その後、東日本大震災等の経過を含めまして、国 これまでのガイドラインにかえて、平成25年6月に災害対策基本法一部改正いたしまして、その中で災害発生時、またその恐れがある場合、特に支援を要する方たちの名簿、これを避難行動要支援者名簿ということで、名称が変わったということでございますけれども、この作成を市町村に東日本大震災等を踏まえて市町村に義務づけしたということでございます。

3番目の夕張におきましては対象者約2,000名にありまして、75歳以上の独居老人、75歳以上の高齢者のみの世帯、身障ですとか療育手帳ですとか、精神手帳、これの重度の方、あるいは要介護認定3以上の方を対象に、4の制度の周知に書いてありますとおり平成24年度、秋口から25年度にかけまして消防の実施をいただいております高齢者特別査察による訪問、あるいは対象者への郵送、民生協議会の周知等によりパンフレット、申請書記載例等を配付し、周知を行ってきたところでございます。

この後、申請書の回収ということで、名簿が策定できまして、全部で636名の回収があったところでございます。援助を希望する方、登録を希望する方が432名ということで、個人情報、先ほど申しました家族との緊急連絡先、住所なり電話番号等書いているものですから、ちょっと個人情報の それを開示してもいいよという方が432名、援助を希望しない方、その開示に同意しない、あるいはまだ自分が何かあっても動ける、当然、そういう方も大間いらっしゃると思うのですが、また現在においては支援を希望する、

しないという方が 204 名おりました。これが回収できましたら、名簿を今般作成したということで、このメンバーで提供させていくということで夕張警察、消防本部、社会福祉協議会、民協におきましては保健福祉課におきまして情報の供用を図っているところでございます。

名簿の更新につきましては、この名簿が最大限活用されますよう、日程の名簿 ました。ただ、しかしながら地域に埋もれて、本当は支援が必要な方だけかもいらっしゃると思いますので、そういう部分につきましては地域の民生委員だとかの力をかりながら私ども、実際そういう方がいればこういう制度あるのだけれど、何かのために登録しておかないかですとか、ちょっと掘り下げてそういう方たちについて指摘していければというふうに思っています。

なお、9 月 11 日に大雨の特別警報が出まして、この名簿を活用いたしまして、ちょっと地域が限られていたのですけれどもこれにエントリーしていただいている方、全部で 18 名。当該地区にはいらっしゃいました。

私どもからご協力、地区の民生委員さんにいたしまして、その方たちの情報、どういう感じだったのか、場合によっては入院しているですとか、札幌の子どもさんのところに行っているだとか、そうい情報も聞いたりですね、あるいはご本人に直接、連絡いたしまして安否確認、避難の意志等を確認いたしたところでございます。

実際 18 名のうち、1 名の方がこの名簿活用していただきまして、民生委員さんの方が避難所につれて行っていただいたということでございます。

私からは以上でございます。

(保健福祉課長)

その他について、口頭でご報告申し上げます。

夕張市医師会及び株式会社 の共済のもと、夕張物忘れ講座 2014 が 10 月の 18 日に市民研修センターで開催されます。内容につきましては、認知症の介護の実践経験及び知っておこう身内から認知症ということで、2 名の方から講演、また特別講演をいただく内容になります。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(熊谷委員)

避難行動要支援者の名簿について伺います。

大変お疲れさまでした。大変だったというふうに思います。私、数年前に

消防のほうで災害時の対応について取材に伺ったことがあって、そのときにこのお話をされていたのです。

それで、そのときに最終的には誰が誰を助けるのか、そこまでやりたいのだという、そういうような構想をお話しされていたのですが、今は法律　　ということですが、どういう状況になっているのか、その辺のもう少し詳しくお願いします。

(板垣担当課長)

熊谷委員のご質問にお答えいたします。

申請書の中には必須事項ではないのですが、誰か何かあったときに支援していただける方がいれば名簿書いてくださいということでは記載しているのですが、何分、当然、当該地区の民生委員さんになり、近隣の方、名前書いている方もいらっしゃるのですが、なかなか全部が全部、書いている状況にはないということでございます。

それで、先ほちょっと 9 月 11 日の対応でちょっと思ったところは、やはり何かあったときに、そういう方たちに対する情報提供もそうなのですが、やはり地区の民生委員さん、あるいは市役所から、市がですね、やはり現実こういう方たちに直で情報提供というか、連絡をとってやらないとなかなか進まないというか、市としても把握きちんできていないと、これはなかなか十分でないということで、改めてこの 9 月 11 日の特別警報で思ったところでございます。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

本当に大変なことだとは思いますが、少しずつそういう方たちが安心できるような、そういうシステムの構築に向けて、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(総務課長)

ちょっと補足でいいですか。

先日の行政常任委員会の中でも 9 月 11 日の報告はさせていただきました。その中で、今、行政側で夕張市の地域防災計画というのは既に制定しております。年々 1 回防災会議、国民会議、方向会議を　　の中で適時、計画の修正などを行っております。

今回、法の改正のもとで、この地域の防災計画の傘の下で各地区が自主的に防災意識を高めながら、地区の防災計画を策定するのが望ましいというふうになり、流れはそういうふうになってきています。

したがって、市としましては地域の防災計画を基本としながら、地区でそれぞれ防災意識を高めて、いざという災害時に誰がどういう役割を担う

のかというものが計画の中身に入ってきますで、そういった計画を地域が地区が策定する際には市の持っている知識やらを伝達しながら、今後、それぞれの地区が自主的に地区防災計画ができるような働きかけを行政としてやっていく必要があるだろうと、このように考えてございます。

いざという災害というのはやはり、自主避難、あるいは地域での助け合い、こういったものが極めて重要な位置づけになりますので、そのための地区防災計画がやはり今後、ますます重要性を帯びていくのだろうというふうに認識してございます。

(熊谷委員)

今のお話の中で地区防災計画を基本ということで、一般市民の方たちの中には地区でそういう防災計画をつくる必要があるのだという、そういう情報がない方たちもいらっしゃるかと思うのですが、そういったことについて市のほうからそういう促進というか、そういったことは考えていらっしゃるのですか。

(総務課長)

この防災会議と国民保護会議を同時で開催をいたします。その中で確認をとりながら、どういうふうに市民の防災意識を高めていくか、そういった部分はやはり市の広報になろうかというふうに思います。

ただ、せっかく広報に載せても読んでいただかないことには何ともなりませんので、やはり周囲にわかりやすい形で読んでいただいて、理解が得られるような、そういう文案を考えながら広報等を活用しながら周知を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(藤倉委員)

質問いたします。今、ここにあります緊急事態の避難する場合の登録で 600 人ほど対象者がいるのに、3 分の 636 人ですね、そのうち 204 名が援助を希望しませんよと、名簿登録を希望しないというわけですが、実に健康で活躍しているのだろうと思うけれども、本当に額面のとおり受けていいのかなと。約 3 分の 1 の人が希望しない、この理由というのはアンケートの中でやっているのでしょうか、主な支援を希望しないという人たちの意見はどのような意見というか、なぜ希望しないのか。

(板垣担当課長)

申請書の記載の中には、こういう趣旨を書きまして、個人情報観点と書きまして、それで援助を希望する者、希望しない者というふうに設けておりまして、その理由につきましては記載するようにはなっていないのですけれ

ども、今回、国のガイドラインから法に位置づけられたという部分で、国からの通知等を見ておりますと、やはり個人情報の壁というものがありますので、結構、各市町村におきましては援助を希望する者自体、対象者の1割程度にとどまっているところが多いという報告もなされておりますので、その意味からいえば夕張で対象約2,000名で、援助を希望する者、2割を超えるというような状況ですから、結構、一定程度の効果はあったのかなというふうには考えております。

(藤倉委員)

わかりました。

7番目のところにご丁寧にご今後についてもこの未登録者については各関係機関と連携として見守ると書いておられますので、この辺のところよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

(大山委員長)

ほかにございますか。

(高間委員)

先ほど、その他のことで課長が言われた物忘れ何とかかんとかという、10月8日のちょっと聞こえなかったのですけれども、きっと広報に出ているのかなと思うのですけれども、ちょっともう少しわかるようにお願いします。

(及川保健福祉課長)

物忘れフォーラムということで、講演が札幌のライフアート福寿草総合施設長の竹田先生のほうから、認知症の介護の話が出ます。

そして、あともう一つ特別講演として、医療法人社団あすか、桜台の脳神経の病院がございしますが、そこの認知症総合支援センター長の岩本先生から、結構、身近な認知症ということで講演がございします。

これにつきましては、もう既に新聞等の折り込み等で今、市民の皆さんを周知しているところであります。

(高間委員)

はい、わかりました。

(及川保健福祉課長)

夕張市の講演をさせていただきながら、取り組みを行っております。

(総務課長)

今の件はチラシがございしますので、もし残数があれば今、お手元のほうにお配りしたいと思ひます。

(大山委員長)

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで保健福祉課を終わります。

【建設課】

1. 市営住宅条例の一部改正について
2. その他

(大山委員長)

それでは次に、建設課より報告を受けてまいります。

(建設課長)

建設課のほうから、議会府議案件となります市営住宅条例の一部改正について、その他で意見、大臣賞の受賞した部分について口頭でご報告させていただきます。

(近野主幹)

市営住宅条例の一部改正について、その内容についてご説明させていただきます。

市営住宅の管理戸数について、9月定例議会で引き続き、一部の土地について除却跡地の活用計画があることを踏まえ、9月末時点で除却が完了していることに伴う管理戸数の減について、夕張市営住宅条例の一部を改正をしようとするものです。

資料の1をごらんください。

公営住宅については9棟36戸の減となります。地区別では、南清水沢が9棟36戸となります。

次に、裏面をごらんください。

夕張市営住宅条例の別表の関係部分の新旧対照表となります。現行の建設年度の40年度、1棟4戸が削除、41年度3棟12戸が1棟4戸となり、42年と5棟20戸が削除、44年度1棟4戸が削除となり、合計9棟34戸の減となります。

以上です。

(建設課長)

その他で、国土交通省が所管する住生活月間功労者、公共厚生大臣表彰についてということで報告させていただきます。

再建団体以降、10年ぶりに夕張再生に向けて第一歩の事業として建てかえを行ったあゆみ団地ですけれども、昨年、北海道地域住宅協議会の北の地域住宅賞、最高賞の北海道知事賞を受賞しておりますけれども、このほど、今

年度、第 26 回住生活月間功労者表彰において、国土交通大臣功労者表彰団体の部を受賞することが 10 月 3 日国土交通省のほうから発表されました。それで報告させていただきます。

なお、表彰式は今週の土曜日、11 日ですけれども広島市で開催されます。当日、鈴木市長が出席いたしますので、ご報告させていただきます。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(高間委員)

ちょっと具体的に教えていただきたいのですけれども、この大臣賞受賞になったという、そのわけは何でしょうか。どんな理由で。

(建設課長)

国土交通省が毎年、住生活基本法ですか、それに基づいて毎年 10 月を住生活月間と位置づけております。

そういう中で、そういう住環境の整備だとか、そういう部分で顕著なそういう功績があったものを表彰して広く宣伝啓発していくと、そういう目的を持っている中で今回、夕張市の団地が表彰を受けたと、そういうふうに認識しております。

(高間委員)

今、住環境ということありましたけれども、外観的にはちょっとわからないところがたくさんあるのですけれども、住んでみて、やはり幾つかの欠点というのか、住まわれてこういうところが、こういうところがというのが結構あると思うのです。

そういうところも、例えばいいところばかりではなくて、そういう部分もしっかりあるということを建設当課として受けとめていただきたいなというふうに思うのです。こういう表彰受けるから全て 100%よかったというのではなくて、そういういろいろな事情を聞いていると思うのです。音だとか、いろいろなこと、例えば夕張の場合は雪があるからしばれ上がって段差ができるとか、いろいろなことあると思うので、そういうことをまたしっかり受賞で全てがよかったわけではなくて、そのマイナスの部分もしっかりと受けとめて対策をしていただけたらなというふうに思っております。

(建設課長)

今の件については、高間委員のほうからも支障がある部分について、私ど

ものほうにそういうお話をいただいておりますので、今、支障になっている部分、その段差の部分だとかについては改善に向けてきちんとフォローアップしていくということで考えていますので、ちょっと時間かかっていますけれども、そろそろもう雪が降る時期なので対応してまいりたいと考えておりますので、後でお知らせいただきます。

(高間委員)

はい、よろしくお願いします。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(角田委員)

ただいま大臣表彰の件でちょっとプラスになるかと思いますが、きょうの報告そのものではないので、これは課題として聞いてください。

今、南清水沢地域を中心とした再編計画、あと真屋地地区においては地域内集約ということで、具体的に動いたところ。

ただ、具体的に言うと清水沢でいうと清陵地区に関して言えば政策案件で新たな人は入居させないということの中でとまっています。どういうふうになるのかということは、地域の方々も大変、不安に思っていることが一つと、先日も屋根の電気等が劣化していて、全く雪が動かない状態、すが漏り等があれば修繕しますということの答えを聞いているわけですがけれども、やはり方やで光が当たると、方やの影に対して同じ市民、同じ市営住宅に住む方々について非常に不安、不満に思うところも出てきます。これは光と影なので、全部、光を当てろということにはなりませんけれども、やはり一定の方向、今、政策案件で新たな入居者を入れないというところだけでストップしたまま放置されているという感覚を持っておられます。

そこら辺も含めて、やはり課題ということの中で十分、認識をしているということで、次の手だてについて今後、進めていくということであれば、住んでいる方々もそれなりの考えを持つのだろうけれども、現段階においてはそれらの情報もないということの中で、大変、疎外感を味わっているというご意見を伺っております。

その辺について、今、担当課から直接、具体ということにはならないのは重々承知だけれども、そこら辺について今、かなり老朽している中で、かなり入居率も下がっている中で、どういうことで快適な公営住宅の中で生活していただくのかという考えは一定程度示す時期にもう来ているのかなと私は思うので、そこら辺、今、現段で構いません、担当課のほうでどのような方法があるのか、お尋ねしたいと思います。

(建設課長)

清陵地区の問題、非常に角田委員おっしゃるとおりうちのほうとしても厳しい部分ございます。

まだ、300 戸以上、それは転々と入居されているという部分、こういう部分に関して行かなくてはならないという、そういう思いでございます。

そういう中で、今現在、取り進めている部分でいきますと、清陵地区については完全に入居者がいなくなるというふうな、特に 1 棟に 1 戸しか住んでいないという方々、それらをどうにか他の地区に電気棒があれば移転させながら、さらにその亡くなった時点で除却を進めながら雪対策、それを今はそれを中心にやっている状況ですけれども、今後、清陵地区どうなのだという部分が、それは内部でも議論、いろいろ議論しています。

ただ、これはということで事業についてもこういうことだという部分については、今、現状では申し上げられない状況なので、委員おっしゃることについては私たちも重々承知していますので、そのように今後、どういう形で政策できるのかということについては考えていきながら、できる段階でお示しすると、できる部分についてはお示しさせていただきたいというふうに思っています。

(角田委員)

夕張が、ここ 50 年の間に急速に、特に清陵地区においては北炭の新鉱ができるにつくった住宅ということで、かれこれ 40 年前後になるかと思えます。大方の住宅は。

その中で、新たな入居者を求めないということの中で政策空き家という、地域的にいうと完全に干されたという認識を持たれております。そこら辺を上手にカバーできるような方策が今、必要だと。具体的に、こういう方向で考えていますというところを示していく必要があるということで、これは理事も含めて今後、夕張の政策の中で、特にこのたびは公営住宅をもってして、表彰を受けるということであれば、快適な住宅をどうするのだと、一部住宅、一部地域のいわゆるドミノ式に今は引っ越しされている方々の満足度とそうでない方々との格差についても含めて、やはり課題として十分、認識していただきたいということで要望、意見とさせていただきます。

(熊谷委員)

今のお話の関連なのですけれども、今、課長のほうから移転希望があれば移転に応じているというお話でした。

これはあれでしょうか、清陵の方たちにはそういうことは周知されているのでしょうか、それともこういう情報、知った方だけがそういうことができるということになりますか、どうでしょうか。

(建設課長)

基本的に 1 棟に 1 戸という形の中で、入居に不安を持っている方が例えば修繕依頼があったときに、そういう話をさせていただいております。全体にやっているかという話ではございません。

ただ、そういう中で周りに私 1 人になったので移転も考えたいのだけれども、そういうときにはお話に乗っているという状況にあります。

ただ、うちのほうも積極的にここはどうですかという話はしたいのですけれども、皆さん地区にやはり限定したいという思いがあったり、なかなかそのニーズと、皆さんのニーズと住宅の空き家の状況とマッチしないという部分がございますので、その辺は難しい部分がありますけれども、特段、うちがそういうことで全体に対してそういう周知しているという状況にはありません。住宅の状況としても。

(熊谷委員)

どういうふうを考えればいいかわからないのですが、ちょっと先日、ある市民の方から相談があつて、病気で清陵町の住宅にいるのだけれども、どうしても毎日、お風呂に入らなければならない状況だと。そういうことで移転希望されていまして、そこは住宅課のほうでそこはよく応じていただいて非常に感謝されていたところだったのです。

ただ、周りの方たちが本当に心配されていたのです。その市営住宅に入っていると、そんな簡単に引っ越しはできないのだと、そういうことは皆さん承知していらっしゃっていて、それですごく心配されていたものですから、そういうことができるよということを周知していただければ住民の方たちが何かあったときにこういう状況なので引っ越ししたいというふうに安心して申し入れできる、相談に行ける、そういうことになるのかなというふうに思うのですが、どうですか。

(近野主幹)

確かにそういうことで不安になられている方がいらっしゃると思うのですが、基本的に去年もそうなのですから、お風呂のない住宅につきましては住みかえの要件として合致しておりますので、そういう方については公募の申し込みできますよという形の周知はしていますので、相談があれば乗りたいと考えています。

(熊谷委員)

公募にということは、広報で公募するときにそういうふうに出るということですね。広報も皆さんが見ているとは限らないというところが残念なところなのですから、自分が引っ越しできないと思っている人は公募のところは見ないと思うのです。

ですから何らかの方法で、もう少しそういうことが住民の方たちに周知できれば安心材料になると思いますので、何か考えていただければと思います。要望です。

(近野主幹)

ご意見いただきましたので、広報等で住みかえ要件の部分を公募と分けてというか、別途に周知はしたいと考えております。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

(議長)

私もちょっとその他の部分なのですが、今、清陵地区の問題が出たのですが、私のほうからはちょっと宮前地区の対応の問題なのですが、既に来年度に立てた計画の対応の中で、それぞれの住民説明会も対象地域の対象住民といいましょうか、そういった説明会も終えられているでしょうし、もういろいろと進められていると思うのですが、その後さっぱり全然そういった部分では委員会では示されていないのだけれども、これはどういうふうになっているのでしょうか。全然ないですね。

(建設課長)

今の議長からの質問ですが、現状、説明やっていますけれども、実際に実施計画、その辺がまだできておりません。測量設計、実際こういう住宅をこういう配置で建てますよと、そういうふうなものができていないので、そのできた段階で議会に示していきたいなと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

(議長)

実は、これはそうは言っても来年すぐ移転する方、そうでない方ということでは、いっしょと思うのです、それぞれの考え方もあるでしょうから。

少なくとも、そうは言っても対象地域住民の方々にも説明会はされている状況の中で、それがどうも私の聞く限りではうまくこの移転のあり方といいましょうか、早い話が来年すぐに移転しなければいけないというふうにとっ
てしまっている方々も多いようでありまして、もちろんきちんと捉えられている方もいるようですし、その辺の説明的な部分というのは、それは担当課で進められているから、どういう言い回し方しているかというのは私もその場にいないからあれなのですが、どうしてもやはり特に対象地域住民の方々を考えれば高齢者が圧倒的に多い状況の中で、とりわけひとり世帯の方々もいっしょにいますし、そういう状況になると非常に早い話が、そちらとしてはきちんと報告しているのかもしれないのですが、必ずしもそういうふうにとっ
ていない状況もあるようでありまして、二、三、そういう

部分では対象地域の方からもちょっとその問い合わせが来ているのも現実なのです。

確かにちょっと委員会等の中でもその辺の、この辺の報告というのがされていなかったようなので、今、課長言われたとおり実施計画等々、これから本格的になった段階でお示しするのでしょうかけれども、今後、ではそういったことでは具体的にこの方向性のあり方というのはお示しいただけるということで認識していいですか。

(建設課長)

実施計画まとまった段階で速やかに直近の行政常任委員会等を通じてお示ししていきたいと思います。

(議長)

済みませんね、わかりました。

それで、とりあえず住民向けに報告会をしているというのはどこまでしているのでしょうか、ちょっとその部分をお聞かせいただきたいのですけれども。

(建設課長)

今、現状で建てかえ地区の方については、一応、計画が今、種地はございますけれども、種地以外の部分というのは実際に出ていただいて、移転していただいて、除却して建てかえると、そういうサイクルになりますので、そのサイクルにあわせて移転を誘導していきたいと、そういうお話をしているので、議長から言われたとおり誤解している人はすぐ動かなくてならないだとか、タイムラグあるのですけれども、その辺が十分理解されていないところがあると思うのです。

うちもその辺はちょっとわかっていて、そういう方については事前に連絡いただいたときには直接お話ししていますと、そういう状況です。近々、今、初年度に建てる部分について移転対象となる方についてはこれから説明会をまた開く予定です。

そういう中でまたそういう誤解されている方もいらっしゃるでしょう、その機会にまたそういう説明はしてこようかなとは思っています。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかに、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますので、これで建設課を終わります。

【財務課】

1. 補正予算について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に財務課より報告を受けてまいります。

(財務課長)

財務課では、予算の補正について報告をさせていただきます。

先ほどの夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正についての継続審査終了、この結果を受けまして関連する経費の補正予算について報告をするものでございます。

また、財政再生計画を変更しようとするときの総務大臣の同意、これにつきましては地方公共団体の財政の健全化に関する法律第9条第5の規定により、9月16日付で同意をする でございます。

では、本件につきましては後日開催の臨時市議会において提案が出るものでございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ごらんください。1枚めくりまして1ページでございます。

款別総括ではございますが、今回の補正は総務費1件の内容でございます。記載のとおり、補正額108万2,000円を計上し、補正後の額が117億5,584万円となるものでございます。

次、2ページでございます。南清水沢3丁目児童遊園について、将来的に年間商業施設等の賃貸借地としての活用が見込まれることから、敷地内にある遊具等の撤去に要する経費、これを計上するものでございます。

なお、財源につきましては全額一般財源としまして、財政町政基金繰入金で措置するところでございます。

以上で、報告を終わります。

その他はございません。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで財務課を終わります。

【教育委員会】

1. サングリンスタジアム（平和運動公園野球場）の被害について
2. その他

（大山委員長）

次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

（教育長）

記載の事項につきまして、教育課長のほうよりご報告させていただきます。

（教育課長）

それでは、教育委員会から 1 点、ご報告させていただきます。

サングリンスタジアム（平和運動公園野球場）の被害についてであります。
資料 1 をごらん願います。

発生日時につきましては、平成 26 年 9 月 23 日、火曜日、18 時から 24 日、水曜日の 11 時の間であります。

場所につきましては、サングリンスタジアム（平和運動公園野球場）のバックネット裏メインスタンド下にあります本部席他であります。

状況についてであります。平成 26 年 9 月 24 日、水曜日、11 時ごろ、サングリンスポーツビレッジの草刈りのため、臨時職員 2 名がサングリンスタジアム付近で作業中にメインスタンド下の窓ガラスが割れているのを発見し、教育委員会へ連絡、教育委員会から警察に被害を通報し、現場の確認を行い、現場検証終了後、被害届けを提出したところであります。

被害につきましては、器物損壊でガラスと鏡であります。内訳については記載のとおりであります。合計で 13 カ所、21 枚であり、被害総額については約 112 万円であります。

発生の原因については、9 月 23 日、火曜日、野球場の利用終了後、17 時 45 分に文化スポーツセンター嘱託職員が施設の確認を行い、施錠を行ったところありますが、4 カ所の施錠確認を怠ったことにより不法侵入者が施設に侵入できたことによることも一つの要因であると考えられることから、施設管理者として大変、申しわけなく思っているところであります。

今後の対応についてであります。各施設の施錠について確認漏れのないように指示を行ったところであります。

また、防犯カメラの設置等を検討する、それから警察へはパトロールの強化を要請しているところであります。

当施設については、保険の加入を行っておらず、管理者による修理ということになりますが、不運による影響が考えられますので、早急な修理が必要であり、現在、対応しているところであります。

サングリンスタジアムの被害については以上であります。
その他はありません。

〔報告に対する質疑〕
(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(厚谷委員)

被害の状況が非常に大きいということなのですが、今、教育委員会のほうから被害の報告を受けておりますけれども、のいわゆる公共施設が市内に多くあると思うのですが、直近で最近ちょっとこういういわゆる器物損壊というのは余り聞いた記憶がないのですけれども、最近、何かほかの公共施設でもあったのかどうかということが一つと、それから例えば今、教育委員会のほうから報告いただいているように、ほかの施設についても何か検討、全庁的にされているような状況があるのかどうか、その２点についてお尋ねしたいと思います。

(総務課長)

厚谷委員のご質問ですけれども、ほかの公共施設、それぞれ担当課が所管して管理している施設がございますけれども、直近では旧夕張中学校のガラス、投石による破損ということでございまして、所管はたしか産業課になるかというように思いますけれども、こういった公共施設の被害があった場合は即町議等で報告を行うということに努めてございます。

以上です。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございますか。

(議長)

ちょっと教育委員会のほうにお尋ねしておきたいのですが、今回、こういうふうにならぬにもこういう被害に遭われたということは、これはもう器物損壊ということで、今そういった部分では捜査している最中なのではしょうけれども、そもそもこれはあれですか、保険の加入に入っていなかったというものはなぜ入っていなかったのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思うのですけれども。

ただ単に予算云々の関係とかということなのかなのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(教育課長)

この施設でありますけれども、私どもほかにも文化スポーツセンターと施

設を持っております。

ただ、野外施設というようなことで、そこに大きな何か重要な物が置いてあるということもなく、その部分で加入はしていなかったということになります。文化スポーツセンターのほうは入っております。

(議長)

それで、今のお話でいくと重要なものは入っている、入っていないの関係で保険の加入云々というものはお決めになっているということなのですか。

(教育課長)

野外施設の部分ということで入っていないというような話でございます。

(議長)

逆に思うのは、野外施設ゆえにいろいろと自然災害の影響の問題、あるいは今、今後の対応、心配点、雨、風の問題とかということも書かれているわけですね。誰が野外施設ゆえにやはりきちんとしたある程度の対応というものをしなければいけないのではないかなというふうに思うのです。

ですから、今までやはりここも予算の関係、財政破綻の状況を聞いて、やはり予算のとり方云々の問題で逆に施設そのものに対しての保険の加入がなかなか困難だったのかどうなのか、そこを知りたいのです。

(教育長)

今、正直言ってそこまで調べていないのですが、恐らくは野外施設、ここだけではなくてありますよね。そこは、今までもずっとかかっているという状況があるのです。

ですから、恐らくこれは後ほど私どものほうも調べたいというふうに思いますけれども、そういった経過をずっとたどって現在、この状態にあるという理解でないかなというふうに思っています。

(議長)

となると、今までもそういう対応だったということなのですね。

では、例えば同じ同施設のサッカー場の管理等の関係の部分だとか、これだって多分入られていないと思うのですけれども、やはりこれは以前、教育委員会だけの管轄の部分でいきます状況が全然これは違うけれども、例えば美術館の対応の問題もついこの間まで、やはりああいうふう to いろいろとあったわけです。あれこそ、やはり自然災害の影響で、たまたま管理施設ということもあって、管理施設というか、指定管理の対応の部分でいろいろ今日まであって、しかしやはりああいうものこそ自然災害の中で突発的に何が起こるかわからない状況の中で、最終的にはあれば、指定管理のほうで最終的に決着ついているという状況なのだけれども、やはり市のほうで対応しているような施設ゆえに、とりわけやはり野外施設だからこそさまざまな対応

面というか、いろいろな問題が考えられるのではないのかなというふうに思われるのです。

ですから、今後、その部分では財政破綻だからどうこうということでもし、そういうことで何か判断されていて、予算面の中で対応が困難だったとするならば、それはちょっと違うのではないのかなというふうには思っておりますけれども、これも十分、今後の対応の中では最大の私、ポイントになってくるのではないかなというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

(教育長)

先ほど申し上げましたように、私ども 外の施設があります。冬期間使われていない状況の中で、どういうふうに建物も含めて この辺はひとつ課題として捉えていかなければならないのかなというのは、改めて今回、こういったようなことが起きて感じたところでもありますので、十分、検討はしていきたいというふうに考えています。

(議長)

これは十分、検討はしていただきたい思います。

特にやはりいろいろ、さまざまな施設を担当されておりますから、これは財政破綻だからどうこうというのはまた別な問題としても、きちんと対応しなければいけない管理体制のあり方というのは十分、これはきちんと今後、検討してください。この、ここの野球場問題問わず。そこはきちんと今後の中で協議、検討踏まえていていただきたいと思いますので、これはよろしくをお願いしたいと思います。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【総務課】

1. 平成 26 年度市政功労・善行表彰者の決定について
2. その他

(大山委員長)

それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。

(総務課長)

総務課からは、記載のとおり 1 件、平成 26 年度の夕張市功労・善行表彰者の決定についてご報告申し上げます。

一番左、別紙 1 をごらんください。

去る 9 月 25 日、木曜日に 26 年度の功労表彰で表彰者の選考委員会を開催をしてございます。その中で、自治功労者 3 名、社会事業功労者 2 名、保健衛生功労者 1 名、交通安全実践功労者 2 名、消防防災功労者 2 名、計 10 名の市政功労者の決定と多額の寄付を寄せられた方への善行表彰者 1 名を決定させていただいたところでございます。

なお、この選考委員会の中では、委員の皆様から市と関係が深い団体とそうでない団体があるという中で、市としてこの候補者の選考はもちろんですが、潜在候補者の登録に当たっても漏れのないようにするべきではないかというご意見もいただきましたし、功労表彰というものに鑑みまして基準をしっかりと設けている以上は、そう乱発すべきではないのではないかというご意見もいただいているところでございます。

今後、市としましては、こうした選考委員会でお寄せいただいた意見を踏まえ、内部においてしっかりと次年度以降、漏れがないようにきちんと各団体との連携を図っていきたいというふうに考えてございます。

なお、表彰式の日程は記載のとおり、本年 11 月 7 日、金曜日、11 時より市役所 4 階会議室で表彰式を挙行したいと考えてございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

総務課からは以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を行ってまいります。

(熊谷委員)

その他でよろしいですか。

済みません、新聞紙上で滝川市で自衛隊への高校 3 年生に相当する子どもたちの名簿を渡して云々といういろいろないきさつが報道されておりましたが、夕張市がそういったことに対してどのような今、状況にあるのか教えてください。

言い直します。自衛隊の募集に関して、市として 18 歳、ちょうど高校を卒業する子どもさんたちの名簿に関して、そういうコピーを渡すですとか、閲覧を許可するとか、そういったことがされているのかどうか。その辺をお知らせ願います。

(総務課長)

本市においてはございません。

(熊谷委員)

はい、わかりました。

(大山委員長)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、これをもって行政常任委員会を閉じます。

大変ご苦勞さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 行政常任委員会

委 員 長
